

序章 3 法律は役に立つ

Q 1 & Q 2 解説

Q 1 についての解説

大学の入学金・授業料などは、一般に学納金といいます。その学納金をいったん納入した後で返還を求め、それが裁判で争うのが学納金返還訴訟です。多くの判例が出されていますが、消費者契約法（平成13年4月1日）施行が判例に影響を与え、消費者契約法施行（適用）前後では判決の傾向が変わっています。

（学納金返還についての判例はたくさんありますが、消費者契約法が適用されるのは、施行日の平成13年4月1日の契約となりますので、判決日が平成15年・16年でも、消費者契約法が適用されていないこともあります）

そして、どのように傾向がかわってきたかということですが、消費者契約法施行前は、学納金の一切の返還を認めない判決が多かったのですが、消費者契約法が施行されてからは、入学金以外の学納金の返還を認める判決が多くなりました。

とりわけ重要なのは、平成18年11月27日 最高裁判所第二小法廷の判決（<http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=33837&hanreiKbn=02>）です。この判決の判例要旨は上記サイトから見ることができます。

特に重要なものは、以下の二つです。

5 大学の入学試験の合格者が当該大学との間で在学契約又はその予約を締結して当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有する入学金を納付した後に、同契約又はその予約が解除され、あるいは失効しても、当該大学は当該合格者に入学金を返還する義務を負わない。

9 大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約における納付済みの授業料等を返還しない旨の特約は、国立大学及び公立大学の後期日程入学試験の合格者の発表が例年3月24日ころまでに行われ、そのころまでには私立大学の正規合格者の発表もほぼ終了し、補欠合格者の発表もほとんどが3月下旬までに行われているという実情の下においては、同契約の解除の意思表示が大学の入学年度が始まる4月1日の前日である3月31日までにされた場合

には、原則として、当該大学に生ずべき消費者契約法 9 条 1 号所定の平均的な損害は存しないものとして、同号によりすべて無効となり、同契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、上記授業料等が初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、上記平均的な損害を超える部分は存しないものとして、すべて有効となる。

初学者向けに、ざっくりいうと、5 は、「入学金は、原則として、返金の必要なしということ」、9 が「授業料などを返還しないという特約は、3 月 3 1 日までに入学辞退をすれば無効。授業料は返還しなさい」ということです。

【結論】Q 1 の A さんは、授業料は返還されるが、入学金は返還されない。

Q 2 についての解説

労災保険は、原則として一人でも労働者を使用する事業は、業種の規模の如何を問わず、すべてに適用されます。なお、労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいい、労働者であればアルバイトやパートタイマー等の雇用形態は関係ありません。

業務災害又は通勤災害が発生したときに適用事業に使用されていれば、受給権が生じることになります。

参考；厚生労働省 H P

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/index.html

P 1 0 ページの質問の答え

※＜＞の中は西口入門講座 指定図書の該当ページです。

○飼い犬が人に噛みついた場合の飼い主の責任はあるか？

⇒飼い主の責任が問われます。

犬がやったことで知らないでは済まされません。飼い犬が他人を咬んで怪我させた場合、民事責任（治療費、慰謝料などの損害賠償）が発生します。

なお、場合によっては、刑事責任（傷害罪、過失傷害罪、過失致死罪、器物損壊罪など）や、行政責任（行政の規定に違反した場合の罰金など）も発生します。

民法

（動物の占有者等の責任）

第七百十八条 動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りでない。

2 占有者に代わって動物を管理する者も、前項の責任を負う。

動物の愛護及び管理に関する法律（動愛法）

第7条1項 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない

＜潮見 入門民法（全） 400ページ＞

○パソコンで書かれた遺言状は無効か？

⇒原則として無効となります。

民法

（自筆証書遺言）

第九百六十八条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

自らパソコンを使って遺言を作成した場合、その遺言は、自筆証書遺言になります。自筆証書遺言が成立するためには、自ら遺言の内容の全文、日付、氏名を自書すること、押印があることが必要です。

パソコンによって作成された遺言書は、「自書すること」という要件を満たさないため無効になります。

[＜潮見 入門民法（全） 499ページ＞](#)

○友達が襲われているので助けに入って、相手が自分を攻撃する前に手を出してしまった。正当防衛にならないか？

(正当防衛)

刑法 第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

友達は、刑法 36 条の「自己または他人」の他人にあたります。

くわしくは、YouTube 法律用語の基礎知識 第 2 回「他人」と「第三者」をご覧ください。

[＜山口 刑法 第 2 版 68 ページ＞](#)

○本当のことを言っても名誉棄損になるのか？

名誉毀損罪というのは、外部的名誉（＝社会がその人に対して与える評価）を守るためのものです。よって内容の真実性は問われません

（名誉毀損）

刑法 第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

<山口 刑法 第2版 260ページ>